

# ブロードバンド・ゼロ地域解消事業（概要）

## 1 目的

本事業は、採算性等の問題によりブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域において、**電気通信事業者による当該地域に対するブロードバンド・サービスの提供に係る施設の整備に対して、当該サービス提供地域の市町村がその整備費用の一部を補助する場合について国が必要な支援を行うことにより、ブロードバンド未提供地域の解消を促進し、もって2010年度までのブロードバンド全国整備を推進することを目的とする。**

## 2 事業主体・整備主体

事業主体：市町村（ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域を含み、条件不利地域（過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯）を管轄する市町村であること）

整備主体：電気通信事業者

## 3 事業の実施要件

- (1) 市町村・電気通信事業者・都道府県・有識者等による協議会等を設立し、整備する技術方式を検討の上、的確なニーズの把握に努め、地域の実情に応じた整備費用の算出を検討すること。
- (2) 上記協議会等の検討結果を踏まえ、整備主体となる電気通信事業者の選定が適切に行われていること。また、当該電気通信事業者による継続的なサービス提供の確保が見込まれていること。
- (3) 市町村の負担が、上記協議会等において十分検討の上、電気通信事業者との協議によって定められていること。
- (4) 事業の受益を受ける地域が複数の市町村に及ぶ場合の関係市町村間の負担については、按分等により適切に定められていること。

## 4 整備対象となるブロードバンド基盤（整備対象施設の範囲）

FTTHサービスやADSLサービス等のブロードバンド・サービス提供に必要な施設のうち、加入者に対して直接サービス提供を行う加入者系伝送路の施設（センター施設よりも上位に存在する中継系伝送路の整備は対象としない。）。

具体的な整備対象施設は、センター施設から分岐装置等（クロージャ等の加入者宅への引込み線の直前に設置されているもの）までとする。

### (1) センター施設及び当該施設に収容する設備

- ① センター施設（簡易局舎を含む）
- ② デジタル加入者回線多重化装置（DSLAM）
- ③ 光電変換装置（OLT等）
- ④ 送受信装置（ルータ等）
- ⑤ 管理測定装置
- ⑥ 電源供給装置

### (2) 線路設備

- ① 線路（光ファイバケーブル、メタルケーブル（同軸ケーブルを含む）等）
- ② 分岐装置（クロージャ等）
- ③ 無線アクセス装置（アクセスポイント装置等）

## 5 留意事項

- (1) 整備費用のうち、電気通信事業者が料金収入等により負担できる経費については、市町村の負担とすることはできない。
- (2) 整備された施設の維持管理経費については、電気通信事業者が全額負担すること。
- (3) 市町村は、事業の実施に当たり、上記3並びに5(1)及び(2)が確認できる書面を事前に総務省高度通信網振興課（総合通信局等経由）に提出すること。

## 6 支援内容

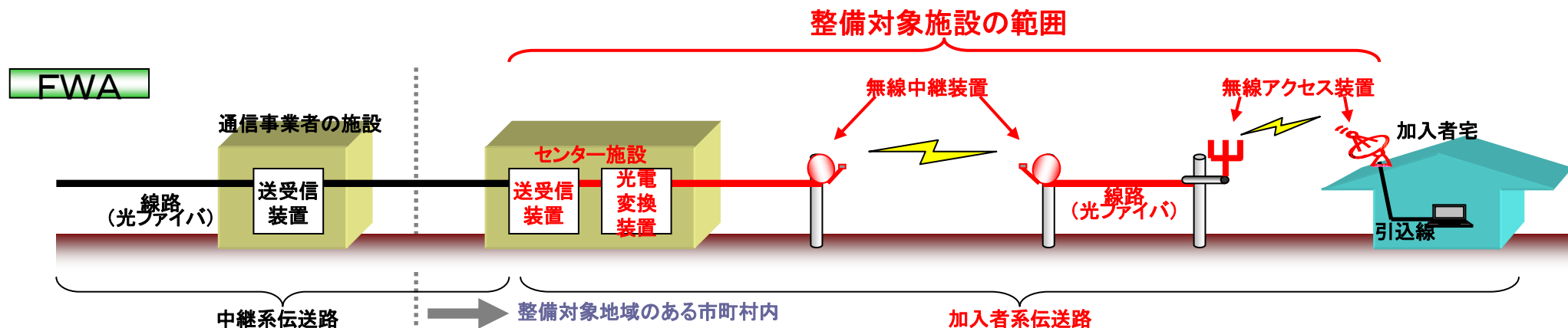
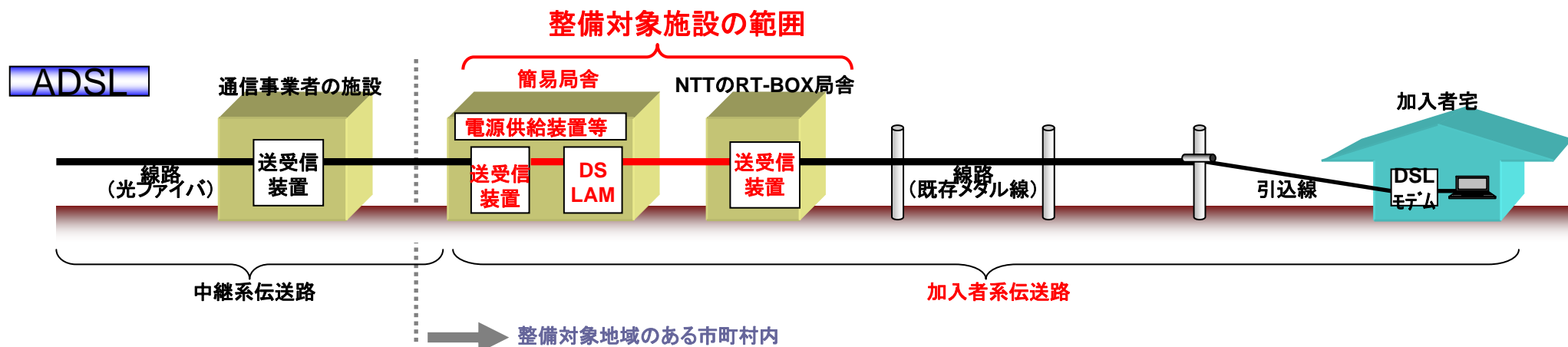
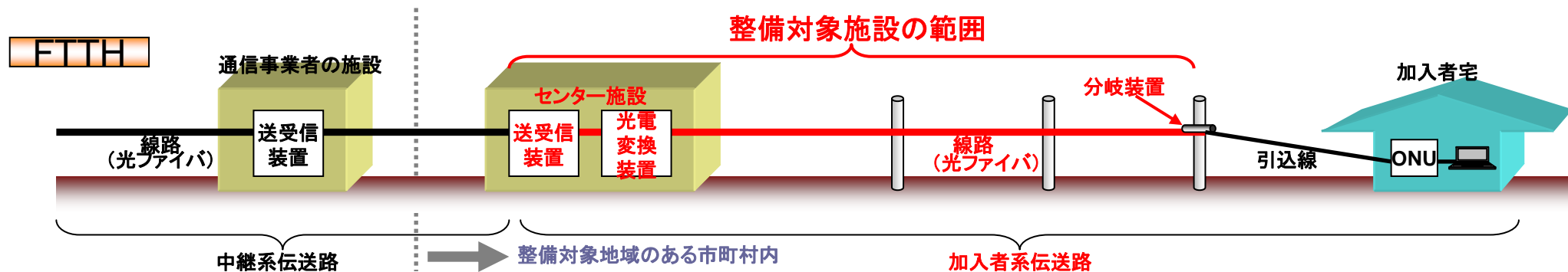
### ○ 特別交付税

FTTHサービスを除く、ブロードバンド・サービス提供に必要な施設を整備する場合は、特別交付税措置の対象となる。

### ○ 過疎債、辺地債

FTTHサービスやADSLサービス等のブロードバンド・サービス提供に必要な施設を整備する場合は、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の充当が可能。

# ブロードバンド・ゼロ地域解消事業（整備対象施設の範囲〔例示〕）



# ブロードバンド・ゼロ地域解消事業（支援内容の概要）

## 特別交付税

### 事業主体・整備主体

事業主体：市町村  
整備主体：電気通信事業者

### 対象地域

ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域を含み、条件不利地域（過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯）を管轄する市町村

### 対象施設

FTTHサービスを除くブロードバンド・サービス提供に必要となる施設

### 対象費用

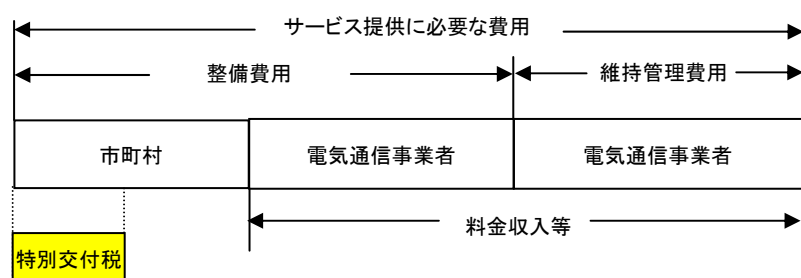
A.市町村負担額(ただし、市町村負担額が整備費用の1/2を超える場合は、整備費用の1/2相当額)

B.標準補助額

- ・ADSL：(2,000万円×局数)×1/2
- ・ADSL以外：(2,000万円/450世帯×世帯数)×1/2)

A、Bいずれか少ない額の1/2を特別交付税措置

### 【イメージ図】



## 過疎債・辺地債

### 事業主体・整備主体

事業主体：市町村  
整備主体：電気通信事業者

### 対象地域

ブロードバンド・サービスの提供が見込めない地域(おおよそ2,000世帯以下と想定)を含み、条件不利地域のうち過疎地域、辺地を管轄する市町村

### 対象施設

FTTHサービスやADSLサービス等のブロードバンド・サービス提供に必要となる施設

### 対象費用

A.整備費用の1/2相当額

B.整備費用から電気通信事業者が料金収入等により負担できる経費を控除した額

A、Bいずれか少ない額を市町村負担額の上限とする

※市町村負担額が起債対象の上限となる

### 【イメージ図】

